

令和4年 第11回 栗原市農業委員会総会議事録

令和4年11月28日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第11回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第 7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

1 出席委員 (20名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 6番 菅原 勝宏 委員、 | 7番 岩淵 敬一 委員、 |
| 8番 米山 嘉彦 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
| 10番 曾根 金雄 委員、 | 11番 三浦 正勝 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 23番 大場 裕之 会長職務代理者、 | |

2 欠席委員 (3名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長(大場裕之 会長職務代理者)

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

本日、吉田会長が所用により欠席のため、代わって私が議長を務めさせていただきます。議長は初めてのことで、なにぶん不慣れでございますが、なにとぞ皆様のご協力をお願いいたします。

最近は一増しに寒くなってまいりまして、冬を迎える支度もあちらこちらで見られるようになりました。

それとあわせて、ここ1か月で新型コロナの感染が全国的に急拡大しており、栗原市内でも感染者数が急増しております。加えて、インフルエンザの感染も出ているという情報もあり、同時感染者も発生しているようであります。

皆様におかれましては、引き続き健康にご留意され活動いただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第10回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号5番 遊佐 一成 委員、議席12番 鈴木 和子 委員、議席24番 吉田 優俊 会長 から所用のため欠席する旨の通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席13番 芳賀 博秋 委員、議席14番 尾形 陽一郎 委員 の兩名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和4年10月28日から令和4年11月28日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年11月29日から令和4年12月26日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第3区の番号1番の1案件、について事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の 田 2筆 871㎡、耕作条件改善のため現状の田に20～30cm盛土するもので、現状変更後は畑として野菜を作付け予定で、工事期間は令和4年12月20日完了予定。

以上、1案件を説明報告。

議長

次に、去る11月21日、議席番号21番 大沢 純香 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 東一 推進委員、及び 山田 善太郎 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号21番 大沢 純香 委員 から報告願います。

大沢 純香 委員

事務局説明の1案件について、去る11月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は事務局説明のとおり、盛土し現状変更後は畑として野菜を作付け予定であり特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

これで、日程第4 報告第1号 農地の現状変更届出について、を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から番号8番までの8案件、第2区の番号9番から番号18番までの10案件、第3区の番号19番から番号20番までの2案件、合わせて20案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 3筆 3, 633㎡、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の 田 7筆 10, 619㎡、

番号3番は、築館地区の 田 3筆 8, 704㎡、

番号4番は、築館地区および一迫地区の 田 15筆 21, 893㎡、畑 1筆 149㎡、計22, 042㎡、

番号5番は、一迫地区の 田 6筆 13, 178㎡、

番号6番は、一迫地区の 田 1筆 983㎡、いずれも、農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」)による賃貸借権解約の5案件、

番号7番は、一迫地区の 田 1筆 657㎡、

番号8番は、一迫地区の 田 1筆 657㎡、この2案件は関連案件で、農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

第2区の番号9番は、若柳地区の 田 11筆 9, 703㎡、

番号10番は、若柳地区の 田 12筆 10, 446㎡、畑 1筆 1, 513㎡、

計 11, 959 m²、いずれも、農地法第3条による賃貸借権解約の2案件、

番号11番は、若柳地区の 田 7筆 6, 539 m²、

番号12番は、若柳地区の 田 4筆 4, 065 m²、

番号13番は、若柳地区の 田 19筆 11, 314 m²、

番号14番は、若柳地区の 田 1筆 797 m²、

番号15番は、若柳地区の 田 1筆 983 m²、いずれも、基盤法による賃貸借権解約の5案件、

番号16番は、金成地区の 田 2筆 961 m²、

番号17番は、金成地区の 田 2筆 2, 075 m²、

番号18番は、志波姫地区の 田 2筆 1, 699 m²、農地法第3条による賃貸借権解約の3案件、

番号19番は、栗駒地区の 畑 1筆 667 m²、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号20番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 901 m²、基盤法による賃貸借権解約の1案件、

以上、20案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第2区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、金成地区の 田 20筆 34, 852 m²、

番号2番は、志波姫地区の 田 9筆 19, 156 m²、いずれも、農地法3条による使用貸借権解約の2案件、

以上、2案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 23筆 29, 624㎡、畑 4筆 2, 754㎡、計32, 378㎡、令和4年9月29日付で農地法第3条許可されたが、その後他の親族により異議申し立てがあり、対象農地の権利について改めて協議することとなったため許可の取消を求める旨説明。

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、の番号1番の1案件、について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、の番号1番の1案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号14番の14案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 3筆 1, 403㎡、
番号2番は、築館地区の田 2筆 2, 048㎡、いずれも、所有権移転贈与の2
案件、
番号3番は、築館地区の田 3筆 8, 704㎡、
番号4番は、築館地区の田 1筆 1, 946㎡、いずれも、賃貸借権設定の2案
件、
番号5番は、高清水地区の田 5筆 15, 574㎡、畑 4筆 11, 012㎡、
計26, 586㎡、所有権移転贈与の1案件、
番号6番は、一迫地区の田 3筆 3, 849㎡、
番号7番は、一迫地区の田 1筆 983㎡、
番号8番は、一迫地区の田 1筆 1, 608㎡、畑 1筆 401㎡、計2, 00
9㎡、いずれも、所有権移転売買の3 案件、このうち番号8番は第10回農業委員会総
会において、空き家に付属する農地の指定承認済の1案件、
番号9番は、一迫地区の田 1筆 533㎡、畑 2筆 1, 904㎡、計2, 43
7㎡、
番号10番は、一迫地区の田 1筆 2, 068㎡、
番号11番は、一迫地区の田 3筆 3, 889㎡、畑 5筆 1, 102㎡、計
4, 991㎡、いずれも、所有権移転贈与の3案件、
番号12番は、一迫地区の畑 1筆 262㎡、使用貸借権設定の1案件、
番号13番は、瀬峰地区の田 1筆 6, 036㎡、賃貸借権設定の1案件、
番号14番は、瀬峰地区の田 10筆 18, 063㎡、畑 1筆 608. 41㎡
計18, 671. 41㎡、使用貸借権設定の1案件、
以上、14案件を説明。

議長

次に、去る11月18日、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、私こと議席番号23番
大場 裕之、農地利用最適化推進委員の 千葉 律雄 推進委員 が現地確認調査を行って
おりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員 から報告願います。

佐々木 耕太郎 委員

去る11月18日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。
番号1番から番号4番は事務局説明のとおりであり、特に問題はないと判断しました。
番号5番は親子関係の贈与、番号6番から7番は相手方の要望、番号8番は事務局説明の
とおり空き家に付属する農地の指定承認済案件、番号9番から13番はいずれも相手方の要
望、番号14番は親子関係の贈与により、各案件とも特に問題はないと判断しました。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号15番から番号19番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号15番は、若柳地区の 畑 1筆 36㎡、
番号16番は、若柳地区の 畑 1筆 138㎡、
番号17番は、金成地区の 田 8筆 7,205㎡、いずれも、所有権移転売買の3
案件、

番号18番は、金成地区の 田 3筆 3,129㎡、賃貸借権設定の1案件、
番号19番は、志波姫地区の 田 4筆 6,436㎡、所有権移転売買の1案件、
なお、市外居住者であるが新規就農者であることを説明。

以上、5案件を説明。

議長

次に、去る11月21日、議席18番 高橋 榮一 委員、農地利用最適化推進委員の 菅原 昌行 推進委員、及び 氏家 勝子 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

去る11月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであります。特に番号19番は現地は大豆作付中でしたが刈り取り後に新規就農者が耕作するというものであり、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

議席 9 番 阿部 一信 委員。

阿部 一信 委員

番号 17 番の件で伺います。備考欄の対価額が非常に高いが事情があるのでしょうか。

議長

事務局説明。

事務局

対価金額は記載のとおりです。特に特別な理由はなく本人同士で話し合った金額です。

議長

阿部委員よろしいですか。

阿部 一信 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」 の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 について、の

番号 1 番から番号 19 番までの 19 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の番号1番から番号19番までの19案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 畑 1筆 7, 451㎡、労力低下による営農規模縮小により申請地を周囲の山林と一体的に管理し、申請地の荒廃を防ぐため杉の苗の植林を実施するものであります。農地区分は第2種農地であることを説明。

以上、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

千葉 律雄 推進委員

報告いたします。去る11月18日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、小高い丘の上の大根畑でしたが3分の2以上が未収穫で、労力不足なのかなと見てきました。隣接地は杉林で今回の植林には問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

— 「討論なし」の声 —

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての第1区の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

— 「挙手多数」 —

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、第1区の番号1番の1案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番から番号3番の3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の 畑 2筆 1, 637㎡、所有権移転売買の1案件で、申請地を購入し集合住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は都市計画区域内の第1種住居区域内の農地で第3種農地、生活排水は合併処理浄化槽設置による処理、雨水は自然浸透および既存側溝への排水であることを説明。

番号2番は、一迫地区の 田 1筆 657㎡、所有権移転売買の1案件で、申請地を購入し農産物栽培用資材置場および従業員の駐車場とするものです。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、転用目的が農業用施設であることから不許可の例外規定に該当、雨水は自然浸透および既存道路側溝への排水であることを説明。

番号3番は、瀬峰地区の 畑 1筆 1, 528㎡、地上権設定の1案件で、申請地を借り太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は上下水道管の埋設道路に隣接し、さらに概ね500m以内に2つ以上の医療機関または教育機関があることから第3種農地、雨水は自然浸透であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

千葉 律雄 委員

報告いたします。

番号1番は、ヨシが茂っている現況で北側はすでに集合住宅が建設されており、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号2番は、農業法人の農業用施設に接する土地で、事務局説明のとおり不許可の例外規定に該当することから、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号3番は、近隣には同じような太陽光発電設備の設置があり、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から番号5番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の 畑 2筆 265㎡、親子関係で申請地を子が譲り受け一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第1種農地ですが一般個人住宅建設であり集落接続の例外規定に該当、排水は生活排水は合併処理浄化槽による処理、雨水は自然浸透であることを説明。

番号5番は、金成地区の 田 1筆 606㎡、申請地を借り隣接する山林からの土砂運搬用通路として一時転用し造成するものです。

農地区分は農振農用地ですが期限を附しての一時転用となり不許可の例外として取り扱うことを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 高橋 榮一 委員 から報告願います。

高橋 榮一 委員

去る11月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番は、個人住宅建設のための親子間の贈与であり、現地確認の結果、周辺への影響もないことから問題ないものと判断しました。

番号5番は、土取り場への進入路として一時転用の許可済案件の期間延長のための申請で、周辺への影響もないことから問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番から番号7番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、栗駒地区の畑 1筆 667㎡、親戚間の所有権移転贈与の案件で、申請地を譲り受け物置及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第1種農地ですが集落接続による不許可の例外規定に該当、雨水は既存の側溝排出を説明。

番号7番は、鶯沢地区の田 1筆 613㎡、親子間の使用貸借権設定の案件で、申請地を借り受け資材置き場を造成するものです。

農地区分は第1種農地ですが既存農地の2分の1以下の拡張として取り扱い不許可の例外規定に該当、雨水は既存の側溝排出を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、山田 善太郎 推進委員 から報告願います。

山田 善太郎 推進委員

書類審査及び現地確認結果をご報告します。

番号6番は、事務局説明のとおりで、問題ないものと判断しました。

番号7番は、親子間の使用貸借によるもので、こちらも問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号7番までの7案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号7番までの7案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

それでは、会議開始から1時間が経過したので、午後2時40分まで、休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時30分から2時42分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時42分)

議長

日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案

件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号1番から番号2番の2案件、を審議いたします。

議席番号1番 佐々木 栄夫 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時42分)

(1番 佐々木 栄夫 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時42分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 7筆 10, 619㎡、所有権移転売買の1案件
番号2番は、築館地区の 田 2筆 4, 580㎡、新規賃貸借権設定の1案件、
以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号

2番の2案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時44分)

(1番 佐々木 栄夫 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時44分)

続いて、第2区の番号20番の1案件、について審議いたします。

議席番号3番 熊谷 ゆり 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時45分)

(3番 熊谷 ゆり 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時45分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号20番は、金成地区の 田 2筆 3, 797㎡、所有権移転売買の1案件以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号20番の1案件、につい

て、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号20番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時46分)

(3番 熊谷 ゆり 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時46分)

続いて、第2区の番号21番の1案件、について審議いたします。

議席番号2番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時47分)

(2番 佐藤 勝 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時47分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号21番は、金成地区の 田 20筆 34, 852㎡、新規賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号21番の1案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号21番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号2番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時48分)

(2番 佐藤 勝 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時48分)
次に、第1区の番号3番から番号11番までの9案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号3番は、築館地区の 田 4筆 6, 228㎡、
番号4番は、築館地区の 田 5筆 4, 401㎡、
番号5番は、築館地区の 田 1筆 5, 515㎡、畑 2筆 10, 643㎡、
計16, 158㎡、
番号6番は、高清水地区の 田 1筆 1, 239㎡、
番号7番は、高清水地区の 田 3筆 3, 281㎡、
番号8番は、高清水地区の 田 9筆 21, 192㎡、
番号9番は、高清水地区の 田 4筆 9, 773㎡、で、いずれも新規賃貸借権設定の7案件、
番号10番は、一迫地区の 田 6筆 13, 178㎡、所有権移転売買の1案件、

番号11番は、瀬峰地区の 田 1筆 8, 877 m²、新規賃貸借権設定の1案件、
以上、9案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号12番から番号22番までの8案件について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号12番は、若柳地区の 田 2筆 4, 174 m²、
番号13番は、若柳地区の 田 1筆 797 m²、
番号14番は、若柳地区の 田 1筆 983 m²、いずれも所有権移転売買の3案件、
番号15番は、若柳地区の 田 1筆 4, 124 m²、
番号16番は、若柳地区の 田 1筆 3, 532 m²、
番号17番は、若柳地区の 田 4筆 7, 672 m²、
番号18番は、若柳地区の 田 6筆 8, 572 m²、いずれも新規賃貸借権設定の4
案件、
番号19番は、若柳地区の 田 1筆 219 m²、新規使用貸借権設定の1案件、
番号22番は、志波姫地区の 田 9筆 19, 156 m²、新規賃貸借権設定の1案
件、
以上、9案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号23番から番号26番までの4案件について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号23番は、栗駒地区の 田 7筆 11,932㎡、
番号24番は、栗駒地区の 田 3筆 1,398㎡、
番号25番は、栗駒地区の 田 5筆 7,849㎡、
番号26番は、栗駒地区の 田 6筆 13,428㎡、で、いずれも新規賃貸借権設
定の4案件、
以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第6号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号3番から番号11番までの9案件、
第2区の番号12番から番号22番までの9案件、
第3区の番号23番から番号26番までの4案件、
合わせて22案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、

第1区の番号3番から番号11番までの9案件、
第2区の番号12番から番号22番までの9案件、
第3区の番号23番から番号26番までの4案件、
合わせて22案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 2筆 598㎡、昭和41年頃に転用されたものと思われ祖父が賃貸住宅及び通路を建築造成し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、
番号2番は、築館地区の 田 1筆 14㎡、母が隣接宅地に居宅を建築し、以降宅地敷の一角として使用され現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員 から報告願います。

佐々木 耕太郎 委員

非農地証明願について、書類確認及び現地確認を行いました。
番号1番は、現地確認しましたが、宅地への進入路というか道路ということになっており、今後農地への復元は困難であります。
番号2番は、宅地に囲まれた境の分からない状態で、日照等もよくない状況であり、今後農地への復元は困難であります。
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番から番号4番の2案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の 田 1筆 443㎡、畑 1筆 2,157㎡、計2,600㎡、昭和51年頃から労力不足により耕作できなくなり山林化が進み現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号4番は、栗駒地区の 田 1筆 111㎡、昭和60年頃から先代が宅地の庭の一部として使用し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員 から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

去る11月21日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

番号3番は、事務局説明のとおり長く耕作できず山林化し現在に至っており、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号4番は、申請者の母が宅地の庭の一部として使用し現在に至り、今後農地への復元が困難であると判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号、非農地証明願についての、番号1番から番号4番の4案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願の、番号1番から番号4番の4案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題いたします。

それでは、番号1番から56番までの56案件について、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

それでは議案を説明します。

番号1番は、築館地区の 田 2 1 9 m²、地目は、登記現況とも田、
番号2番は、築館地区の 田 7 4 8 m²、地目は、登記現況とも田、
番号3番は、築館地区の 田 7 7 1 m²、地目は、登記現況とも田、
番号4番は、築館地区の 田 5 5 3 m²、地目は、登記現況とも田、
番号5番は、築館地区の 田 3 1 8 m²、地目は、登記現況とも田、
番号6番は、築館地区の 田 1 1 4 m²、地目は、登記現況とも田、
番号7番は、築館地区の 田 2 7 2 m²、地目は、登記現況とも田、
番号8番は、築館地区の 田 5, 0 3 6 m²、地目は、登記現況とも田、
番号9番は、築館地区の 田 6 2 1 m²、地目は、登記現況とも田、
番号10番は、築館地区の 畑 2 3 3 m²、地目は、登記現況とも畑、
番号11番は、栗駒地区の 田 1, 1 3 5 m²、地目は、登記現況とも田、
番号12番は、栗駒地区の 田 7 8 9 m²、地目は、登記現況とも田、
番号13番は、栗駒地区の 田 2 7 1 m²、地目は、登記現況とも田、
番号14番は、栗駒地区の 田 2, 7 3 0 m²、地目は、登記現況とも田、
番号15番は、栗駒地区の 田 2, 1 6 7 m²、地目は、登記現況とも田、
番号16番は、栗駒地区の 田 4 8 3 m²、地目は、登記現況とも田、
番号17番は、栗駒地区の 田 5 4 3 m²、地目は、登記現況とも田、
番号18番は、栗駒地区の 田 9 1 2 m²、地目は、登記現況とも田、

番号19番は、栗駒地区の 田 1, 073 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号20番は、栗駒地区の 田 348 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号21番は、栗駒地区の 田 4, 464 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号22番は、栗駒地区の 田 1, 206 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号23番は、栗駒地区の 田 697 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号24番は、栗駒地区の 田 1, 700 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号25番は、栗駒地区の 田 2, 326 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号26番は、栗駒地区の 田 144 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号27番は、栗駒地区の 田 2, 281 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号28番は、栗駒地区の 田 836 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号29番は、栗駒地区の 田 197 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号30番は、栗駒地区の 田 478 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号31番は、栗駒地区の 田 1, 029 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号32番は、栗駒地区の 田 301 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号33番は、栗駒地区の 田 1, 057 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号34番は、栗駒地区の 田 885 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号35番は、栗駒地区の 田 1, 293 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号36番は、栗駒地区の 田 1, 374 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号37番は、栗駒地区の 田 7, 135 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号38番は、栗駒地区の 田 541 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号39番は、栗駒地区の 田 703 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号40番は、栗駒地区の 田 171 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号41番は、栗駒地区の 田 229 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号42番は、栗駒地区の 田 447 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号43番は、栗駒地区の 田 406 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号44番は、栗駒地区の 田 1, 187 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号45番は、栗駒地区の 田 752 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号46番は、栗駒地区の 田 457 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号47番は、栗駒地区の 田 714 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号48番は、栗駒地区の 田 740 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号49番は、栗駒地区の 田 376 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号50番は、栗駒地区の 田 1, 404 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号51番は、栗駒地区の 田 181 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号52番は、栗駒地区の 田 1, 052 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号53番は、一迫地区の 田 2, 444 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号54番は、一迫地区の 田 4, 240 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号55番は、花山地区の 田 2, 575 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号56番は、花山地区の 田 805 m²、地目は、登記現況とも田、

以上、56 案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第13、議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。
これで、令和4年 第11回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。
ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後3時11分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員